

## 国立天文台ハラスメント防止委員会規則

平成22年4月1日

国天規則第56号

### (趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成16年自機規程第16号。以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、国立天文台における苦情相談に対応する委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 ハラスメント等の防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施
- 二 ハラスメント等の苦情相談の体制及び方法の検討
- 三 ハラスメント等に関する苦情相談、救済及び調査
- 四 ハラスメント等の救済に係る台長への勧告並びに処分又は訓告若しくは厳重注意の措置に係る台長への勧告に関すること
- 五 ハラスメント等の苦情処理に係る関係部署及び専門機関との連携協力に関すること
- 六 その他ハラスメントの防止及び関連する事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副台長（総務担当）
- 二 技術主幹
- 三 大学院教育委員長
- 四 ハワイ観測所長
- 五 科学研究部長
- 六 事務部長
- 七 チリ観測所長
- 八 その他台長が指名した者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、総務担当の副台長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長を除く委員の合議で決定する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(相談員)

第7条 委員会に、ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、各地区に次のとおり相談員を置く。

- 一 三鷹地区 若干人
- 二 水沢地区 若干人
- 三 岡山地区 若干人
- 四 野辺山地区 若干人
- 五 ハワイ地区 若干人
- 六 チリ地区 若干人

2 前項の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項に掲げる相談員のほか、各地区に相談補助者を置くことができる。

4 相談員及び相談補助者は台長が指名する。

5 前項に規定するもののほか、カウンセラー等を置くことができる。

(相談員等の責務)

第8条 相談員及び相談補助者は、苦情相談を受けた場合は、規程第9条に規定する相談員に関する指針に基づき適切かつ迅速に対応するものとし、速やかに苦情相談を受けた旨を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。